第六項中「第二号ロ及び第四号ロ」を「第三号ロ及び第五号ロ」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第十項中「第六十八条の二の三第五項第二号」を「第六十八条の二の三第五項第三号」に改め、同条第十三項中「第六十八条の二の三第五項第三号」を「第六十八条の二の三第五項第四号」に改め、同条第十四項中「第六十八条の二の三第五項第四号」を「第六十八条の二の三第五項第五号」に改める。

第三十九条の三十五第二項及び第四項中「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第三十九条の三十五の三第四項中「（第八項」を「（第九項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十二の三第八項」を「第三十九条の三十二の三第九項」に改め、「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、「とし、同号ニに規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件」を削り、同項各号を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第六十八条の三の三第一項第二号ニに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　特定投資信託の信託財産に法人の株式若しくは出資が含まれている場合又は特定投資信託に係る受託法人が匿名組合契約等に基づく出資をしている場合には、次に掲げる割合のいずれもが百分の五十以上でないこと。

イ　当該特定投資信託の信託財産に含まれている法人の株式又は出資の数又は金額（当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である当該法人の株式又は出資の数又は金額のうち、当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として財務省令で定めるところにより計算した数又は金額を含む。）が当該法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合

ロ　当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合

二　特定投資信託に係る受託法人が当該特定投資信託に必要な資金の借入れを行つている場合には、その借入れが機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。）からのものであること。

第三十九条の三十五の四第一項を削り、同条第二項第二号中「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第四号中「第四項第四号」を「第三項第四号」に改める。

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十五の四第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「法第六十八条の三第一項第二号ニ」を「法第六十八条の二の三第一項第二号ニ」に改め、「特定普通法人等を」を「普通法人又は協同組合等を」に改め、「法人税法第二条第六号に規定する」を削り、同項第一号中「、第五十五条の二、第五十五条の五、第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五　平成三十一年改正法附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十五の四第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「法第五十八条、第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十六条の十三の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第五十八条、第六十四条の二、第六十五条の八及び第六十六条の十三の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法附則第五十三条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

二　平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定

第三十九条の三十六に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項又は第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二又は第五十五条の二の規定

第三十九条の三十九第一項中「第六十八条の九第六項第一号」を「第六十八条の九第七項第一号」に、「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に、「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に、「金額と」を「金額（以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。）とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する特別試験研究費の額の合計額（当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。）のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の第十七項第二号及び第七号に掲げる試験研究に係る同条第八項第八号に規定する特別試験研究費の額の合計額に相当する金額と」に改め、同条第四項中「次に掲げる」を「法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の」に改め、同項各号を削り、同条第五項第一号中「同項第三号に掲げる合併法人」を「同項第一号に掲げる合併法人等」に改め、同項第二号中「同項第三号」を「同項第二号イ」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　法第六十八条の九第一項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合のその適用を受ける連結事業年度（以下この条において「適用年度」という。）の当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の九第八項第四号に規定する比較試験研究費の額（第八項において「比較試験研究費の額」という。）の計算における同号の試験研究費の額については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定する調整対象年度に係る試験研究費の額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）をいう。以下第八項までにおいて同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。以下この号において同じ。）に係る合併法人等　当該合併法人等の基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び第八項において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日（第二十七条の四第六項に規定する設立の日をいう。以下この項及び第八項第二号において同じ。）の翌日以後三年を経過していない連結親法人又はその連結子法人（以下この条においてそれぞれ「未経過連結親法人」又は「未経過連結子法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年